

行財政改革に関する計画策定に係る市民意見聴取支援業務 委託仕様書

1 業務目的

本市では、「最幸のまち かわさき」の実現に向けた新たな総合計画を推進するため、必要な経営資源を確保し、市民満足度の高い市役所を構築するものとして、平成27年度末を目途に、「行財政改革に関する計画」を策定する予定である。

必要な市民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、行財政改革の推進が必要不可欠であり、市民の方々に改革の考え方や取組の方向性をわかりやすくお示しするとともに、本市の課題や、今後求められる区・市役所の役割などについて市民の方々と意見交換を行うことにより、いただいた多様な意見を「行財政改革に関する計画」に反映することを目的とし、本業務（以下、「改革カフェ」という。）を実施する。また、「行財政改革に関する計画」の策定に際し、広く市民の方々から御意見をいただくために、パブリックコメントを実施する。

本件委託は、「改革カフェ」の全体企画・設計・運営等の支援を行う業務であるとともに、パブリックコメント実施に向けた支援を行う業務である。

2 委託期間

契約締結日から平成27年12月28日（月）まで

3 「改革カフェ」の実施概要

本市を南部・中部・北部に区域を分け、「市民の方々（本市で活動する企業等を含む。）」及び「区・市役所の（若手・中堅）職員」（概ね40歳以下）を合わせた各区域50名程度を対象に1回ずつ開催（1回3時間程度、計150名程度）。

当日は、本市から行革計画素案策定資料及び関連資料の説明を行った後、ワールド・カフェなどのワークショップ方式による参加者意見交換を行い、コーディネーターによる全体の振り返り及びまとめを行う。

4 委託内容

(1) 「改革カフェ」実施に向けた全体企画・設計

(ア) テーマの設定

市民が主体的に行財政改革について考えるためのテーマを設定する。また、「行財政改革に関する計画」に反映するために必要なアウトプットを示す。

(イ) 参加者の選定

市民の多様な意見を集約するための参加者選定指針と、具体的な集客方法を示す。

- (ウ) 対話の設計
テーマや参加者にあわせた最適な方法論を選択し、対話の設計を行う。
- (2) 「改革カフェ」開催準備
 - (ア) 上述の全体企画・設計のための本市との事前調整
 - (イ) 参加者の集客及び「改革カフェ」広報の支援
 - (ウ) 当日進行資料の作成（印刷・会場への持参または郵送を含む）及び
行革計画素案策定資料・関連資料作成に関するアドバイス
 - (エ) 会場借上料の支出（1回10万円程度の支出を想定）
- (3) 「改革カフェ」実施・運営
 - (ア) 「改革カフェ」のファシリテーション
コーディネーター及びファシリテーターを手配し、円滑なファシリテーションを行う。
 - (イ) 開催に必要な機器や消耗品、参加者への軽食等の手配及び経費支出（参加者1人あたり3,000円の謝礼金を支出）
 - (ウ) 対話の記録および写真の撮影
※保育士、手話通訳者、要約筆記通訳者の手配及び経費支出は、本市にて実施
- (4) 報告書の作成
対話で出された意見等を本市と協議しながらとりまとめ、報告書を作成する。なお、納品は電子データにて行う。
- (5) 「改革カフェ」実施後のフォローアップ
アウトプットを計画へ反映させるためのフィードバック支援を行う。
- (6) 本市職員の市民対話コーディネーション研修の企画・実施
 - (ア) 研修の企画
地域の多様な主体の力を引き出すために必要な市民対話コーディネート能力を示し、それを身につけるための具体的なプログラムを策定する。
 - (イ) 研修資料の作成（印刷・会場への持参または郵送を含む）
 - (ウ) 必要な機器や消耗品等の手配及び経費の支出
 - (エ) 研修の実施
プログラムに基づき、本市職員に対する研修を実施する。
- (7) パブリックコメント実施に向けたアドバイス

5 留意事項

- (1) 本委託業務に係る成果物等の著作権、所有権等の権利は、すべて市に帰属するものとする。また、市は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。
- (2) 業務完了検査の結果、成果物に瑕疵が発見された場合は、受託者は、市の指定する期間内に修正を行い、再度検査を受けること。
- (3) この仕様書に定めのない事項、または不明な点がある場合は、川崎市の条例または規則に定めのある場合を除いて、その都度、両者協議の上で決定すること。